

偉人名言集

りんげんあせごと  
「綸言汗の如し」

An Emperor's word,  
once passed, never returns.

孔子

この言葉は、「一度出た汗を体内に戻すことができないように、皇帝が一旦発した言葉は後になって取り返すことが出来ない。トップに立つ人物であるからには、自分の発言に慎重であるべき」という意味です。

何気なく発した言葉が、信用を失墜し、会社を窮地に追い込んでしまう例も少なくありません。

インターネットが普及し、SNSがビジネスに活用されていることもありますが、経営者やリーダーなど、人の上に立つ責任者は、言葉を慎重に選び、発言には十分気を付ける必要があります。

## INFORMATION 税理士法人よりお知らせ

### 会計ソフトのクラウド化に取り組んでいます

これまでの会計ソフトはデータを社内のサーバーに保管していましたが、近年ではインターネット上に保管するクラウド化が主流となりつつあります。これに伴いIT企業がFintechの提供を急速に進めており、会計ソフトウェア開発企業と金融機関の連携が推進されています。

「Fintech(フィンテック)」とは、Finance(金融)とTechnology(技術)を掛け合わせてつくられた造語で、新しい金融サービスを意味します。

Fintechにより銀行口座やクレジットカードの情報をIT企業が直接取得し、会計ソフトに取り込むことが可能となりました。会計ソフトが取引を自動で判断し帳簿が作成されるので、入力作業の大幅な削減、税務判断の省略がなされ経理事務の効率化が図れます。

弊社でもFintechの導入を進めておりますので、お気軽にご相談ください。

### 日経電子版でコラムの連載がはじまりました! 税理士法人 代表 内藤 克

#### 日経電子版 マネー研修所「ぼくらのリアル相続」更新日 第1・3木曜日

相続に関する落とし穴をやさしく解説。相続というと「50~60代になって初めて関わるもので、若い自分には関係ない」と考えている人が多いでしょう。しかし、相続はいつ発生するか誰にもわかりません。30~40代の人でも知っておけば助かることはたくさんあります。これから財産を受け取る立場で読んで、知っておくと役に立つ情報を発信しています。

URL : <http://style.nikkei.com/money/DF280120166589>



代表・税理士

内藤 克

## 社長のハッピーリタイア

昨年「会社を売りたいのですが・・・」という相談が増えてきました。よく「オーナー社長のハッピーリタイアは後継者への事業承継」といわれますが、後継者がいる会社ばかりではありません。後継者がいない場合は「上場」「清算」「M&A」の3つしか方法はないため現実的なM&Aによる売却の相談ということになるのです。

### 【買い手の興味は？】

売却する場合はバランスシートの整理、特に社長貸付金や公私混同資産の清算などがまず頭に浮かびます。しかしこれは後回しでも構わないのです。ある程度の額で売却できればそのお金で清算できるからです。買い手がかもっとも興味があるのが将来性と損益構造です。

異業種参入のためのM&Aの場合はほとんどの場合、「現経営陣に残ってもらい2、3年は経営に従事してほしい」と言われます。お金はあるけどノウハウがないからです。しかし同業の場合は「顧客開拓の時間を買う」のが目的のため平気で人を入れ替えます。

### 【いま売らなくても準備は必要】

経営者がM&Aでの売却を意識するのは「年齢を感じたとき」「時代が読めなくなったとき」です。「自分なら解決できる」という自信がなくなると「そろそろ交代か」と考え始めます。

そんな時最初に行わなければいけないのが赤字部門の閉鎖です。会社の売却を決めてから閉鎖しようとする社内の混乱も含め、かなりの副作用を伴います。買い手は閉鎖費用（解雇関係、契約解除による支出、閉鎖までの損益ダメージ）と解決するまでの時間が読めないのが一番困るのです。

### 【一人で悩む問題ではない】

M&Aに関する本を読んで、会社分割やデューデリの方法を勉強しても「どうしたいか？」がはっきりしないと話が進みません。閉塞感を打ち破るには専門家に相談することです。

「どこに売るか」ばかり考えていた社長さんが相談後、「まだまだやることたくさんあるなあ」と嬉しそうに帰って行ったケースもあります。ハッピーリタイアは人それぞれ、答えはないのです。

## 成功する多様化のすすめ

「多様化」は今や多くのメディアで取り上げられ、一種ブームに近い言葉になっています。

今年の4月に女性活躍促進法が施行されました。言葉の通り女性の社会進出、企業の女性登用を目的としたもので「組織の多様化」の一環であると言えます。同じように外国人雇用や高齢者雇用などを推進する企業も増加しています。

一方でこのような「組織の多様化」は企業にマイナスを及ぼすという研究結果もあります。

つまり、多様化の目的は「異なる知」の組み合わせによる「新しい知」の創出であって、単なる異なる性別、国籍、年齢の集合は組織内のグループ化をもたらす、情報共有の弊害を生むというものです。

言い換えると、視覚化だけの多様化はマイナス要因になり「新しい知」の創造はできないということです。ではどのように多様化を進めるのか、とても難しい課題となります。

確かに外国人や女性の雇用を拡大した企業では当初の数期間は右往左往している例が見られます。ただ、ここで結論を出すのは時期尚早です。これは産みの苦しみであってこれを乗り越えることが「新しい知」の創造につながるのではないのでしょうか。

当初は視覚化できる多様化からスタートして最終的に

「異なる知」の多様化に結びつけて行くことは決して間違いではありません。

また、多様化のひとつに「働き方の多様化」があります。

これは生産性の向上、育児介護など個人の状況に応じてフレックスや裁量労働など柔軟な勤務形態を取り入れるというものです。

これ自体は積極的に進めていくべきものだと考えますが、このような働き方によってワークライフバランスを充実させる人がいる一方、働きづらさを感じてしまう人が増加することも認識しておくべきです。

柔軟な働き方による時間拘束からの解放は、個人の裁量を優先することを意味します。

裁量を優先した働き方は結果ありきの評価にならざるを得ないため、人によってはそのプレッシャーから本来のパフォーマンスを発揮できないというケースも考えられるのです。誤解が多い「自由＝楽」というのは拘束時間があったの発想です。これを選択することは経営者やフリーランスに近い責任を負うことになり、それなりの覚悟が必要だと言えます。

これから、多様化は進んでいくと思われませんが企業も働く人も多様化について目先の課題だけでなく本質を見極めて検討する必要があります。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

## 第79回日本司法書士会連合会定時総会報告



司法書士  
西田 誠

平成28年6月23日、24日に日本司法書士会連合会の第79回定時総会が「渋谷ヒカリエ ヒカリエホール」で開催されました。今回も日本司法書士会連合会の代議員として参加しました。

冒頭、執行部から平成27年度の事業報告がされ、下記の3点を強調されました。

①空き家や所有者不明土地問題に関して、司法書士を活用することが有用であるということが広く認識されるようになりました。

これは、国土交通省の「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策最終とりまとめ」において、相続登記の専門家である司法書士の活用が強く提言されたことを示しています。これにより、司法書士が、単なる相続人の調査だけでなく、調査が判明した相続人間における法律問題の処理を含めた相続手続き全般が可能な職能だと社会にアピールし、この社会問題の解決を図る一端を担うことになるでしょう。

②平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見の事務の円滑化を図るための

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立しました。今後、司法書士が成年後見制度の担い手として大きく社会に貢献できるか否かは、成年後見制度利用促進委員会等での議論や有効な政策提言等にかかってくるでしょう。

③世間における司法書士の業務やイメージに関する調査によると、司法書士の名称についての認知度は95%もありながら、その業務内容の認識者は5%に過ぎないという結果がでました。これは、市民にとっては「悩み事の解決の機会の喪失」であり、司法書士にとっては「ビジネスの機会の喪失」ということなので、よりいっそう市民に対して「司法書士の業務」をアピールすることが必要でしょう。

その他質疑応答では、東日本大震災の復興支援事業に関する質問が多くなされ、震災から5年を過ぎた現在、復興が未だ道半ばであることを強く感じました。

よりいっそう、東北の復興に司法書士がかかわっていかねばならないと思います。

## タックスヘイブン異聞

パナマの法律事務所を利用してケイマン諸島などのタックスヘイブンに会社を設立したりした顧客に関する情報「パナマ文書」が流出し、世界中で大騒ぎになりました。ここで、世界のトップリーダー達の関係者の名前が挙がった一方で、米国の有力政治家達の名前が全く出てきていないことが、色々な憶測を呼んでいます。この事件自体、米国諜報機関による陰謀であるという興味深い説もあり、実際にその可能性もあるとは思いますが。ただ、米国税務の専門家としてみれば、別の説明もできます。先ず、米国には、デラウェア州など、低税率かつ納税者情報開示義務が限られた、いわば国内タックスヘイブンとも呼べる拠点が存在します。現在の米国では、納税者が一定以上の海外財産を持つとFBARとFATCAという二つの対当局報告義務があり、罰則も厳しいので、わざわざ海外に財産を持つリスクを負いたくない、という意識はあるでしょう。また、海外に財産を持つ場合でも、気の利い

た納税者であれば、トラスト(信託)やノミニーといったスキームを用いて、本人の名前が出ない手法を用いるでしょう。

日本に目を向けると、企業や富裕層の名前は報道されましたが、有力政治家の名前は出ていません。日本の政治家にとってパナマの法律事務所は縁遠い、という点はあるでしょうが、もっと根源的な問題も指摘されています。政治家が代表を務める政党支部には法人税は課されず、更に子息が代表を引き継いだとしても、その資金に相続税は課されません。これぞ究極のタックスヘイブンではないでしょうか。

一般納税者はガッチリ課税される一方、政治家達は実質的なタックスヘイブンを利用できる社会は、やはりおかしいのではないのでしょうか。



米国税理士  
成田 元男

## ■ 下半期業務・法改正スケジュール

8月 個人の道府県民税及び市長選税の納付(第2期)  
介護休業給付金の支給率を現行の40%から67%に引き上げ

9月 厚生年金保険料率引き上げ

10月 個人の道府県民税及び市長選税の納付(第3期)

### 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険適用拡大

被保険者人数が501人以上の会社が適用の対象(特定適用事業所)となります。特定適用事業所に勤務する次の4要件に該当する短時間労働者へ健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます。

1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
2. 賃金の月額が8.8万円(年収106万円)以上であること
3. 雇用期間が1年以上見込まれること
4. 学生でないこと

11月 所得税の予定納付額の納付(第2期)

12月 年末調整

・平成28年度の税制改正により、4月から通勤手当の非課税限度額が15万円に引上げられました。改正後の非課税規定は平成28年1月1日以降に支払われるべき通勤手当に適用されます。1月から3月までで10万円以下15万円未満の通勤手当が発生している方は、年末調整で精算することができます。

・扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーの記載が必要ですが、給与支払者が従業員等のマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、記載が不要となります。保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書については、マイナンバーの記載は不要です。

## ■ 新人紹介

### Q1. 入社のきっかけを教えてください

自分の強みとなる専門知識と経験を身につけたかったからです。中でも、人をとりまく環境づくりに興味があり、入社を決めました。また、面接に伺った際に、みなさんとても充実した顔をして働いており、ここで働きたいと思ったのも決め手のひとつとなりました。



小松侑季

### Q2. これまでどんなことをしてきましたか？

大学では教育学部で、美術を専攻し、油絵の制作を行っていました。大学卒業後は、営業事務として1年程勤務し、その後、子供向けのアミューズメント施設などで接客業に携わっていました。

### Q3. 座右の銘を教えてください

七転八起。

### Q4. 最後にこれからの意気込みを聞かせてください

社会のニーズに応えられるような人になりたいと思っています。そのために、さまざまな分野に敏感であるよう心がけ、周りに伝えることのできる力をつけたいと思います。そして、人に寄り添える人であり続けたいと思います。まだまだ未熟者ですが、焦らず1歩1歩、成長したいと思っていますので、よろしくお願い致します。

### Q1. 入社のきっかけを教えてください

ベンチャー企業のような明るく闊達そうな雰囲気がよくて入社を決めました。前職では広告営業等に携わっておりましたが、自分のアイデアを詰め込む企画営業のようなものでした。業務に通じていく中で、自分自身の知識、見識、スキルを売り物にして売っていくコンサルティング(提案業務)により精通したいと考えてこの業界を志望しました。



本間優介

### Q2. これまでどんなことをしてきましたか？

旅行会社、福利厚生代行会社を経験してきました。旅行会社ではツアー企画手配、添乗業務、福利厚生代行会社では広告営業、サービス開拓に従事しておりました。

### Q3. 座右の銘を教えてください

失敗なくして成長なし、挑戦なくして成功なし。

### Q4. 最後にこれからの意気込みを聞かせてください

業界未経験ではありますが、これまでの接客経験や営業経験を活かして、アークの発展に貢献できるよう努めてまいります。一日も早くお力になれますよう頑張りますのでご指導ご鞭撻のほどお願い致します！

<編集発行>



for The Value Stage

アーク&パートナーズ®

〒104-0061  
東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階  
(代表)TEL.03-3545-2415  
<http://www.s-arc.com>



税理士法人・社労士法人はFacebookにて最新情報をお届けしております。

お待ちしています♪